

給水装置工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市水道事業給水条例（平成10年佐倉市条例第22号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づく工事検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事検査)

第2条 工事検査は、工事完成後、指定給水装置工事事業者の申請により行うものとし、条例第6条の規定による給水装置の新設、改造又は撤去に係る工事のすべてについて行うものとする。ただし、佐倉市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、給水装置に係る工事施工の過程においても行うことができる。

(検査員)

第3条 工事検査を担当する者（以下「検査員」という。）は、管理者の指名した職員とし、検査は、原則として、2人以上の検査員をもって行うものとする。

(検査項目及び方法)

第4条 工事検査は、次に掲げる項目について行うものとする。（令元改正）

(1) 工法検査

- ア 管の種類、管径及び布設延長
- イ 管の埋設深度
- ウ 管の接合（特に分岐箇所及び屈曲部）
- エ 逆流防止のための給水用具の設置状況、吐出口空間の確保等
- オ クロスコネクションがなされていないこと。
- カ 水栓及び器具類の取付方法
- キ 管の防護措置（防寒、防食、防護等）

(2) 機能検査

通水後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐出量、動作状態等について確認を行う。

(3) 使用材料及び器具の確認

給水装置用材料及び器具については、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条第2項の規定に基づく給水装置の構造及び材質の基準に

関する省令（平成9年厚生省令第14号）に適合している証として付された認証マークを確認する。

(4) 止水栓及びメーターの設置検査

点検、操作及び取替えに係る作業を考慮し、位置及び設置の状態について行う。この場合において、特にメーターが逆取付けでないことの確認を行う。

(5) 水圧試験

水圧0.98MPaを5分間加圧し、漏水の有無について確認を行う。

(6) 水質検査

他の水管との接続誤り及び水質変化の確認について、残留塩素の測定を行う。

(7) 設計書と現地の照合

(8) 道路復旧状況の確認

各道路管理者からの掘削許可に付された条件に基づき、仮復旧又は本復旧にかかわらず道路管理者の行う検査と同等の検査を行う。

(9) 前各号に定めるもののほか、現場に応じて検査員が必要と判断する事項

(再検査)

第5条 工事検査の結果、不適合と認められた場合は、管理者は、指定給水装置工事事業者に対し期間を定め、改善又は交換等を命じ、その改善後、再度検査を行うものとする。

(検査報告)

第6条 検査員は、工事検査が終了したときは、その結果について関係書類を添えて管理者に報告しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、工事検査について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行年月日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(給水装置工事検査要綱の廃止)

2 給水装置工事検査要綱（昭和63年4月1日適用。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行日前において、改正前の佐倉市水道事業給水条例（昭和34年佐倉市条例第16号）の規定により承認された給水装置に係る工事検査については、なお、旧要綱に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日とする。